

多胎妊婦を対象とした 妊婦一般健康診査費の助成（償還払い）について

広島市では、令和3年度から、多胎妊婦を対象とした妊婦一般健康診査費用の助成回数を、従来の14回分から19回分に拡充します。

令和3年5月31日までに多胎妊娠により母子健康手帳の追加交付を受けられた方のうち、対象となる方につきましては、償還払いにより助成しますので、以下「償還払いによる妊婦一般健康診査費の助成方法」をご確認の上、申請してください。

なお、令和3年6月1日以降に、多胎妊娠により母子健康手帳の追加交付を受けられる方につきましては、母子健康手帳の追加交付に合わせて妊婦一般健康診査補助券（5回分）を交付します。

償還払いによる妊婦一般健康診査費の助成方法

1 対象となる方

以下のいずれにも該当する方

- (1) 妊婦一般健康診査の補助券（14回分）をすべて使用した多胎妊娠の方
 - (2) 令和3年4月1日以降に妊婦一般健康診査を自費で受診された方
 - (3) 令和3年4月1日以降に自費で受診した妊婦一般健康診査の受診日に広島市に住民票がある方
- ※ 自費で受診された妊婦一般健康診査受診日当日に広島市外に転出（住民票を異動）された方は対象外です。

2 助成対象となる健康診査

以下のいずれにも該当する健康診査

- (1) 医療法に定める病院、診療所で14回の助成回数を超えて実施した妊婦一般健康診査
- (2) 健康保険適用外の妊婦一般健康診査

※ 文章料・テキスト料金等妊婦一般健康診査の費用でないものは助成対象となりません。

3 助成回数・金額

多胎妊婦1人につき、5回まで（1回当たり限度額6,180円）とし、14回の妊婦一般健康診査に追加で助成します。

※ 実際に支払った妊婦一般健康診査費が限度額よりも低い場合は、低い金額が実際の助成金額となります。

※ 三つ子以上でも助成回数は同じです。

4 必要書類

- (1) 妊婦一般健康診査費等助成申請書（償還払）（様式第1号）
- (2) 健康診査実施機関が発行した領収書・診療明細書の写し（コピー）
- (3) 多胎のお子さまの人数分の母子健康手帳（表紙及びP10～11「妊娠中の経過」）の写し（コピー）

※ 妊婦一般健康診査費等助成申請書（償還払）は広島市ホームページからダウンロードできます。
（広島市ホームページへは、以下のQRコードからアクセスできます。）

【QRコード】

広島市ホームページ

「多胎妊娠の方へ」



5 申請期限

出産された日から6か月以内（必着）

6 申請・問い合わせ

必要書類をこども未来局 こども・家庭支援課 母子保健係へ郵送により提出してください。

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局

こども・家庭支援課 母子保健係 行

